

令和元年大崎上島町議会（第4回）定例会会議録（第1号）

1 令和元年12月12日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1番	尾 尻 康 二	2番	越 田 賢 一
3番	閑 田 大 祐	4番	浜 田 明 利
5番	水 橋 直 行	6番	森 若 巖
7番	浜 田 幸 造	8番	前 田 太
9番	渡 辺 年 範	10番	道 林 清 隆
11番	上青木 至	12番	信 谷 俊 樹

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

8番	前 田 太	9番	渡 辺 年 範
----	-------	----	---------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	川 野 義 彦	書 記	亀 井 成 美
--------	---------	-----	---------

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	高 田 幸 典	副 町 長	望 月 邦 彦
教 育 長	出 口 一 伸	総務企画課長	山 本 秀 樹
住 民 課 長	石 本 五 十 鈴	会 計 課 長	森 下 哲 成
福 祉 課 長	池 田 真 二	保 健 衛 生 課 長	水 下 泉
地 域 経 営 課 長	坂 田 誠	建 設 課 長	藤 原 通 伸
上 下 水 道 課 長	河 田 昭 司	教 育 課 長	石 田 修 次

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第1	会議録署名議員の指名について
第2	会期の決定について
第3	諸般の報告について
第4	一般質問

8 会議の経過は次のとおりである。

午前9時00分 開会

○議長（信谷俊樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、これより令和元年第4回大崎上島町議会定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○議長（信谷俊樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において前田太議員、渡辺年範議員を指名いたします。

○議長（信谷俊樹君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの6日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、会期は6日間に決定いたしました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和元年8月から令和元年10月の例月現金出納検査の結果報告書が提出されています。

朗読は省略して、報告を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問は、お手元にお配りしたとおりの通告順に行います。

質問時間は1人1時間以内とし、関連質問は認めないこととなっております。

それでは、前田太議員の発言を許します。

前田議員。

○8番（前田太君） おはようございます。

本日は2問質問を通達させていただきました。ちょっと抽象的な質問であるかもしれませんが、できる限り具体的なお答をお願ひしたいと思います。

まず、質問の1でございます。

社会人への人権啓発はという質問を出させていただきました。

役場庁舎前に「人権守って住みよい大崎上島町」と看板が掲げられています。憲法は、

権力を制限することによって自由を保障することが基本理念ですが、憲法第11条は「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として現在及び将来の国民に与えられる」と規定し、また第97条の「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」にわたるまで多くの部分が人権に関するものです。それが最高法規だと言われる真の理由だと考えております。そこで、思うことではありますが、学校等で学習する児童・生徒と異なり、社会人が人権に触れる機会はどれだけあるのでしょうか。個々の人の尊厳が尊重されることも人権の範疇に入るのならば、最近よく耳にするセクハラ、パワハラ、暴言、無視などが上げられます。大人のいじめです。特定の個人に責任転嫁する、集団で無視したり見下したりなど、多様です。政府も女性活躍・ハラスメント規制法の来年6月施行に動いています。企業が主な対象であるようです。我が町も大崎上島町人権対策協議会条例を定め、「協議会は、町長の諮問に応じ、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解決を図るための施策について調査、審議するものとする」としていますが、上記の事例をカバーし切れていないのが現状ではないでしょうか。それらにつき、町ではどのような取り組みをするのか、町にできることは何なのかをお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 住民課長。

○住民課長（石本五十鈴君） 前田議員のおっしゃるように近年人権を取り巻く環境は変化し、インターネットを利用した誹謗中傷、性的少数者や外国人への差別など、多くの課題があると考えております。不当な差別や偏見をなくす取り組みを進める上で、その背景や実態を知ることは大変重要なことであり、本町では平成28年度に人権問題に関する住民意識調査について概要や質問項目等を人権対策協議会へ諮問し、実施いたしました。その結果、人権問題に関する住民の知識、認知、意見、態度は平成19年度に行った前回調査と比べ、後退していることが明らかになり、このことを踏まえた今後の人権施策のあり方について人権対策協議会から答申をいただいているところです。

具体的な取り組みといたしましては、平成30年度では毎月の町広報紙へのさまざまな人権についての啓発記事の掲載、人権標語や相談窓口を掲載した人権カレンダーの全世帯配布、企業を対象といたしました外部講師による研修会や小地域単位での人権、出前講座、また各種団体を対象とした研修会、12月の人権週間には人権文化講演会を開催いた

しました。また、本年12月からはインターネット掲示板上の差別書き込みに対する監視を実施し、差別書き込みを発見した場合は管理者に削除要請を行い、差別書き込みの早期発見と拡散防止を図ることとしております。今後も人権問題解決のため国、県、民間団体と協力しながら、全ての人がお互いの人権を大切にする人権尊重社会の実現に取り組んでまいります。

○議長（信谷俊樹君） 前田議員。

○8番（前田 太君） 丁寧なご答弁ありがとうございます。

ただ、実効性ということでは、失礼な言い方で申し上げますと、やはりこの手の質問にはステレオタイプ、いわゆる紋切り型に陥りやすいと思います。

再質問させていただきたいのですが、社会人である一般町民の間で発生しているハラスメントについては、私自身が聞き及んでいる事例には愕然とさせられるものが多くあります。人権無視も甚だしいとしか言いようがないものも多くあります。町として指導は可能なものなのか。行政指導は可能なのか。行政指導というと何か高圧的な感じがありますが、大崎上島町行政手続条例におきましては、30条で、行政指導にあつては、行政指導に携わるものは当該町の機関の任務、または所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと、及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。2、行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取り扱いをしてはならない。ただし、公共の利益の実現、その他正当な理由がある場合には、行政指導の事実、または相手方がそれに従わない事実を公表することを妨げないと制定されております。これは国の行政手続法を踏襲したものでございますね。行政指導は行政行為、つまり行政処分のように相手方に義務を課したり、その権利を制限するものではございません。そのためあくまでも相手側の任意の協力によってのみ実現されるものという確認規定でもあります。住民側にはほっといてくれよと言うこともできるということです。実際の行政指導は、地域環境を維持するために法律よりも厳しい建築基準を要請する行政指導などで私企業等の活動規制を行うためのものや、建設業者と周辺住民との利害対立を調整するためにあっせん案を提示するような行政指導のことを内容とするものが上げられます。ちょっと建設、建設と言いましたが、これはいろいろな業種について当てはまります。個々の組織の内部には踏み込みがたいものです。人権問題で指導となると、個々の組織の内部には踏み込みがたいものですし、当然反発があると思います。ただ、甚だしい事例が確認できる場合などには対応するのか、で

きないのか、重ねてお尋ねします。

○議長（信谷俊樹君） 住民課長。

○住民課長（石本五十鈴君） 本町では人権擁護委員による人権相談所を、特設ですね、2カ月に1度開設しております。そして、住民課等の窓口におきましてもさまざまな相談をお受けいたします。その上でお互いのことをお聞きしまして、なるべくいい解決方法に向かって、法務局等と連携を深めて、図ってまいりたいと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 前田議員。

○8番（前田 太君） そのような人権相談で当事者同士の話し合いの場を設けているということでございますか。

○議長（信谷俊樹君） 住民課長。

○住民課長（石本五十鈴君） 今までの私の経験ではそういった相談事例はなかったんですけども、そういったことがありましたら、当事者同士を呼んでというふうなことはないとは思いますが、お互いの意見をお聞きしながら、一番いい方法を法務局と専門家の方と相談をしながら解決していきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 前田議員。

○8番（前田 太君） 最近よくハラスメントによる自殺、これは本当に超有名企業などでも起こっております。また、どうしても人格形成の済んだ社会人においてはなかなか意識の改革は、理屈ではいけないことだとわかっているけれども、やはり起こりがちなことであると思います。質問自身が抽象的な質問でございますので、また今後なお一層踏み込んで町民に対しての啓発をお願いしたいと思います。

これで1番の質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 前田議員。

○8番（前田 太君） じゃあ、2番目の質問に移らせていただきます。

町の非核宣言の意義と今後はでございます。

さきの質問と同様に役場庁舎前に「平和・非核宣言町」と看板が掲げられていますが、国防は国の専管事項です。核戦争の危機もないとは言えない国際情勢の中、住民の生命、財産を守ることが使命である自治体が国に全てを委ねられないと、国への異議申し立てであると考えます。被曝県に暮らす私たち、長崎県民、加えて原発事故で被曝した福島県には大きな意味があるかもしれませんが、それ自体ではさほど効力がないのではと思うこともあります。

大崎上島町平和・非核町宣言に関する決議が平成15年、2003年7月30日に決議されております。それには「世界の核をめぐる情勢は、ますます緊迫の度合いを強め、核戦争への不安から世界の人々は、人類生存のために核兵器の絶滅を期しているところである。全人類が破滅の危機にたたされている現在、非核三原則の堅持と共に、あらゆる国の核に反対し、平和で住みよい町づくりの実現のため、大崎上島町を平和・非核町とすることを宣言する」とあります。宣言して、看板で示すだけでは意味は異なりますが、公示送達のようなものではないでしょうか。宣言することで今までどのような効果があったのか、どのような取り組みをし、町民に対して周知や喚起をしてきたのか、今後はどのように推進するのか、お尋ねします。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 前田議員の質問にお答えします。

質問の大崎上島町平和・非核町宣言に関する決議については、平成15年7月30日に議員発議により決議されたもので、役場、庁舎前の立て看板についても、平成15年度に人権啓発立て看板とあわせて設置しております。平和・非核町宣言したことによる効果については、具体的にははかりかねますが、立て看板を来庁者の目に触れる箇所に設置していることで、本町が平和・非核町宣言の決議をしている町であることを認識いただくとともに、戦争の悲惨さ、平和のとうとさについて再認識いただく機会となっているものではないかと考えております。町としての取り組みについては、平成20年3月に核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起することなどにより世界恒久平和の実現に寄与することを目的に設立された平和首長会議に加盟しており、平成30年3月には核兵器廃絶を求める内容の決議を行った自治体が連携し、核兵器廃絶と恒久平和の実現を広く呼びかけることを目的に設立された日本非核宣言自治体協議会に加盟しているところです。また、町民に対する取り組みとしては、8月6日に広島市で行われる平和祈念式典時の平和の鐘に合わせての原爆による犠牲者の冥福と恒久平和の確立を祈るための黙祷のお願い、住民課と教育課が連携し、開催の人権平和に関する講演、映画会やコンサートの実施による啓発、町、地域女性連合会主催の平和学習の集いの講演などを行っております。また、学校教育においても平和学習を計画的に実施しております。今後も現在の活動等を継続するとともに、町広報紙の活動やパネル展の開催等について検討し、本町が平和・非核宣言町であること、戦争の悲惨さ、平和のとうとさについて町民への周知、啓発を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 前田議員。

○8番（前田 太君） 答弁ありがとうございます。

やはり行政側の、あるいは学校教育の場における取り組み、非核については広島県は進んでいるのではないかと感じております。さきの震災で不幸な原子力発電所の事故がございまして、福島の方が全国各地に避難されました。そのときには非常に差別を受けたとか、福島のやつは来るとか、福島ナンバーの車の横には駐車をするとかというようなちょっと広島県では創造しがたいような事態があったようです。県内に避難してこられた福島の方がいみじくも、広島の方は福島を差別しないんですねと言われた方がおられたようです。そのような意識は非常に皆さん方の努力、県民の努力によって醸成されてきたものであると、その点に関しては誇りに思っているのではないかと感じておりますが、国の政策、非核三原則は国是であります。一地方自治体が国の国是に関する宣言を、これは国のバックアップになるか、異議申し立てか、それはわかりませんが、そのあたり個人的で結構ですから、企画課長さん、どのような意義をお感じになるでしょう。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 個人的と申されましたので、個人的に申しますと、おっしゃられたようにやっぱり一番住民に身近なところからそういった意識を持って、それを全国、大きく意識を醸成していくべきであり、そういうふうになって今回の福島の件とかというのは、広島については多くの方がそう思われたのではないかと感じております。

○議長（信谷俊樹君） 前田議員。

○8番（前田 太君） 通告にない突然の質問で大変申しわけなく思いますが、課長さんの見識の高さを拝聴することができました。本来地方議会が国政に関して論ずるというのは場違いかもしれませんが、一地方自治体としての独立性というのは、これも地方自治法や憲法で認められておりますので、今後とも町のために平和、人権、非核、非核だけが答えかどうかわかりません。核を持つことの意義も絶対には言えない情勢の中ではございますが、今後とも取り組んでいただくことをお願いして、質問を終わります。

じゃ、質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで前田 太議員の一般質問を終わります。

続いて、尾尻康二議員の発言を許します。

尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 本日は一般質問を2問お願いいたします。

それでは第1問ですが、遊休町有地の分譲地への活用はということでございます。

町が保有する遊休となっている規模の大きな土地が多くあります。利用が難しい土地もありますが、整備すれば宅地に利用できる土地もあり、利用されずにいるのが現状だと思っております。まず初めに、1,000平米以上の遊休地がどこに何件あるのか、内訳についてと、財産利活用検討委員会において当該土地の利活用が現在までどのように協議されているのか、伺います。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 尾尻議員の質問にお答えします。

1,000平米以上の遊休地がどこに何件あるのか、財産利活用検討委員会において当該土地の利活用が現在までどのように協議されているかについては、現在普通財産、基金財産として町が保有する1,000平方メートル以上の遊休地は、生野島及び活用が困難と思われる山林等を除き9件であり、内訳は、大崎地区では、本郷区に1件、大西区に1件、向山区、長島に1件、瀬井区に1件、大串区に3件、東野地区では、盛谷区に1件、木江地区では、三里浜区に1件となっております。財産利活用検討委員会における協議については、平成24年6月29日開催の委員会において町が保有する遊休地のうち、売却可能な土地7件について検討協議を行っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 1,000平米以上の遊休地が9件ということでございますが、それであと、検討委員会は何年の何月だったんですかね。ちょっと今聞き漏らした。申しわけないです。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 平成24年6月29日の開催におきまして土地7件について検討協議を行っております。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） どうも済みません、ちょっと聞き漏らしまして。

今現状で9件あるということですけど、平成24年というともう相当前の、7年前になるんですか、最近直近ではほとんど利活用が委員会で検討されてないというのが実情ではないかと思われまして。いろいろ個別で検討されて候補地にそういう事業を行われているの

は承知しておるんですけど、この検討委員会を定期的を開いて、今の町の決算について指摘事項なんかでも、財産の利活用がいつもされてないということは指摘があるようございまして、これが必要ではないかと思われまして。今の現在 I ターンや叡智学園の開校に伴う人口の流入もありまして、住宅が不足しております。定住促進住宅の建設、空き家バンク等、対応しておりますが、住める空き家は少なく、定住用住宅の確保が難しい状況となっております。また、居住用の宅地についても不足している状況だと思われまして。すぐ建てられる優良な宅地は島内でも少ないのではないかと考えられます。大串区の定住促進用分譲地は残り 1 区画となっております。また沖浦地区の分譲地は現在 7 区画が宅地として売り出されておりますが、他地区においても良好な宅地は必要であり、需要はあると思われまして。現在ある遊休地、これを造成、整備して安価で分譲すれば、遊休地の有効活用もできまして、定住促進策となりますが、当局の考え方はいかがでしょうか。例えば 1,000 平米の遊休地、大西地区とか、本郷区にもため池を埋め立てた遊休地等あります。そこらの活用は考えられないのか、当局の考えをお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 定住用住宅の確保が難しい状況となっており、町有遊休地を造成、整備して、安価で分譲すれば、遊休地の有効活用もでき、定住促進対策となるのではというご質問については、利用計画の定まっていない町有地などを保有し続けることは町にとっても不安ともなりますので、その所在、形状、整備に要する費用等を十分に考慮し、検討し、住宅用地として整備、売却を進めたいと考えております。

現在定住用住宅の確保対策として空き家の活用を促進するための空き家活用助成事業及び空き家活用奨励事業を創設、実施するとともに、空き家バンク利用対象の拡大を図るための見直しを進めております。また、定住促進住宅の整備、民間賃貸住宅整備についても、その方法等について検討を進めているところでもあり、ほかの町有住宅、民間保有住宅等を柔軟に活用しつつ、住宅及び住宅用地の需要に対応したいと考えております。また、最後に申された個別の本郷、大西の土地については、やはり地元等の協議も必要だと考えております。地元と協議しながら、できることを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1 番（尾尻康二君） 今前向きな回答を課長さんからいただきまして、前向きにぜひ、

いろいろ大西区の今の遊休地なんかも一旦検討された経緯があるというのは私も承知して
るんですけど、もう何年もそれはそれでちょっと近隣の住民さんの同意が得られずに今中
断されたということなですけど、もう何年もあれからたっておりまして、情勢も変わって
きておると思うんで、実際取り組んでみればまた前に進むようなことも考えられますの
で、ぜひそこらの検討をいただいて、今の遊休地の財産利活用検討委員会、これを早急に
開いてもらって、全般的な考え方をもう一度取り組んでいただけたらと思います。答弁は
結構でございます。

1 問目は終わります。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1 番（尾尻康二君） それでは、2 問目お願いします。

質問事項は、スマート農業の実証試験の活用はということでございます。

大崎上島町のレモン栽培についてスマート農業の実証試験が今年度より2カ年にわたり
行われることとなり、同試験は東広島農林事務所が実証代表者で、島内の3カ所の園地が
指定されております。ことしの10月30日と11月7日に大崎上島町の現地で実証試験
が行われましたが、試験の概要と参加者からどのような質問等があったのか、また今後の
実証試験の予定は現状でどのようになるのか、まず最初にお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 尾尻議員のスマート農業の実証試験についてお答えしま
す。スマート農業はロボット技術や情報通信技術を活用して省力化や高品質生産を実現す
る新たな農業で、労働力の軽減や栽培技術力の継承が期待されています。全国69カ所で
スマート農業が実施されていますが、広島県では大崎上島町のレモン、東広島市の米、庄
原市のキャベツの3カ所で実施されています。大崎上島町の実証園地は松岡農園、株式会
社ルーチャード、山彦農園で2年間実証してまいります。

続いて、試験の概要と参加者からの質問事項についてお答えします。試験概要としては
本年5月からドローン防除の実証や充電式剪定機械、リモコン式草刈り機の実証、アシス
トスーツの試用実験等を行っております。質問事項については、各機械の使い方や労働力
の軽減状況、多くありますが、ただ共同事業体の推進会議において秘密保持、同意書に署
名していますので、データに関する情報は公開しておりません。実用化になったときに企
業から公表される予定です。

今後の試験の予定は今年度5月から10日程度やっておりますが、園地のものを見なが

ら実施をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） わかりました。

今何か口外はそういう新しい機械とか、やり方ということで何か難しいということなんですけど、私今後の農業の振興とか、レモン栽培の担い手の育成にも効果は大きい試験だと思っております。農業の担い手の見学等はできるのでしょうか。また、レモン栽培において町と協定を結んでいるポッカサッポロコーポレーションとはどのようにかかわっているのか、お伺いします。

広島県において3カ所が選ばれたスマート農業に関する実証試験でありまして、当局も今後の試験も県農林事務所、農業協同組合、実証試験受託者等と連携して、農業の担い手の参加等に配慮して、有意義な試験となるように取り組んで、成果を農業振興策に反映させてもらいたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 農業の担い手の見学についてお答えします。実証試験は一般公開されており、見学は可能です。実証日等については地域経営課にお問い合わせください。

続いて、ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社とのかかわりについてお答えします。ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社は当事業を執行するための実証機関等で構成される瀬戸内レモンスマート農業技術実証情報発信コンソーシアムのメンバーとなっております。直接的に実証試験を実施することはありませんが、共同事業体の立場から助言を随時行っております。大崎上島町に対して大変重要な実証試験だと思っておりますので、関係機関と協議しながらこの実証試験を成功させていきたいと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） わかりました。

2日間にわたり実証試験がもう既に行われとんですけど、さっき言われた実証試験も見学は可能ということでございますが、この実証試験には何名ぐらいの見学者があつて、どのような状況だったのでしょうか、お伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 担い手の見学実績はあるのかという質問にお答えしま

す。担い手の参加者は数人しか実証試験に実績がありません。参加者メンバーは機械業者や県、JA等関係者が多く、実証試験の内容についてによりますけれども、10人から50人の参加者がいます。やはりこの質問事項の内容については、これでどんだけの労働力が軽減できるのかということの質問が多くあります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） わかりました。

まだ参加者も少ないようなんですけど、これから担い手となる方にはぜひこのような試験を見てもらって、今後の営農に生かしてもらおうような形をですね。スマート農業ということで機械とかの資金の投下も大きいんでしょうけど、できるところ、そこらから、せっかくこの地が選ばれて実証試験が行われるわけですから、試験を実施した後も何らかのそういう効果ができるような施策を考えていただきたいと思います。答弁は結構でございます。

以上で終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで尾尻康二議員の一般質問を終わります。

次に、閑田大祐議員の発言を許します。

閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 本日は1問通告させていただいております。

公共事業における働き方改革についてということで質問したいと思います。

働き方改革関連法が施行され、民間企業では有給休暇や労働時間に関して見直し等が行われております。時間外労働には上限が設けられ、労働者の労働条件の改善が進められております。建設業界においては労働条件の改善というものはなかなか進んでおりませんが、それでも今回はかなり改善されつつあるように思います。しかし、他の業種と比較した場合にはまだまだおこなわれていると感じております。

進まない理由は2つあります。1つ目は、労務単価の設定方法にあります。この積算根拠においては時間当たりの生産量、例えば人間、オペレーターが重機に乗りまして、1時間当たりこのサイズの重機だったらどのぐらいの土が動かせるとか、例えば型枠を組むのに1時間で何平米組むとか、そういったところまで厳密に計算された上で1日当たりの労務単価というものが算定されております。そして、長らくマスコミ等が作り上げた、公共事業イコール悪のようなイメージの影響もありまして、労務単価というのは下がる一方

でありました。そのような状況下で、働く人は労働日数をふやさないと言生活できないというような状況も生まれておりまして、週40時間労働、中小企業に対しては猶予措置もあるんですけども、建設業界においては土曜日働くのがほぼ当たり前のような状況なわけです。近年改善されつつありますけども、それでも他の業種と比較すると、その水準はかなり低いと思います。

2つ目は、工期の算定基準であります。金額に応じて標準工期を設定しておりますが、土木工場の現場はたとえ金額が同額でも、現場ごとに条件の違いがあるため同じように施工が進むということにはなりません。また、建築工事等でも近年多く見られるのが、施主が専門家、例えば設計士であったりとか、現場サイドの意見聴取もせず、この施設は来年の春オープンというようなゴール設定をしてしまい、工期が圧迫されるようなケースが見受けられます。こうして労務費の低い水準、そして工期が圧迫されることなどにより週休2日などとはほど遠い環境が生まれているわけでありまして。

国や県の所管権限のものもあります。町単体で対応できるということについては限られているとは思いますが、町として改善できることをどのように対処していくつもりか、見解をお伺いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 閑田議員の質問にお答えします。

国は働き方改革生産向上の取り組みについて、長時間労働、給与、社会保険、そして生産性の向上について、建設業働き方改革加速化プログラムを作成し、推進しています。工事の積算に用いる労務単価は、公共工事設計労務単価を使用せざるを得ない状況にありますが、労働者の環境改善に影響する社会保険の加入については、発注者として施工体制台帳で確認しています。長時間労働の是正については、現場状況に応じた適正な工期を設定していると考えており、不測の事態が生じたときには適正な対応ができておるといふふうに考えておりますので、ご理解をさせていただきようお願いします。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） ありがとうございます。

課長さんおっしゃいましたように工期等については、大崎上島町はかなり柔軟に対応されているのかなと思いますが、その一方で、例えば国や県のところで今現在、例えば週休2日制の採用があった現場工事においては、経費率の割り増しであるとか、これはちよっ

と外れたこととなりますけども、地域外労働者ということで、例えば30キロ圏域の外から労働者、作業員が入ってくる場合においては、その宿泊費であったりとか、交通費であったりとか、そういうものを助成するというような仕組みであったりとか、さまざまな取り組みが行われております。これは行政全般において言えることなんですけども、大崎上島町として何か施策を行っていく場合に国や県に準拠してということと言われるわけですけども、今申し上げたような事例の部分については、県や国に準拠した形はとらないのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 1点目の地域外労働者については、できるだけ島内の施工業者をお願いして、労働者も島内で確保していただくという観点から、今のところ考慮は考えておりません。

ただ、週休2日制については、町が週休2日を指定した場合には国の経費率に準じた形を工事費に適正に反映することは必要だと考えています。しかしながら、週休2日制については、現在の作業従事者がほとんどが日給月給であることが現状です。その辺を留意しながら実態に合った今後の検討課題と考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 課長さんおっしゃるとおり労務単価のところ、要は労務単価というのは1日当たり幾らという計算で成り立ってますので、本来であればその労務単価の改正というところにはいかなければ、きちんとした改善にはならないとは私も思います。ただ、それを少しでも改善を求めていくということで、今の働き方改革の推進という考え方においてやっていこうと思えば、やはりもう既に県等も実施しておりますので、たしか実際に工事が進捗していく、もしくは完了の段階でだったかな、どういう労働実態があったということの報告をさせて、それに応じて実際に休日を確保していれば、経費率が例えば1.05とか、1.07とかというような割り増しの措置をとるようなことだったと思います。こうしたことを進めていかないと、今課長さんおっしゃられたように1日幾らというところがなかなか改善はされません。まして、労務単価というのは町が決めるものではないので、これが改善されていく方向には行かないのではないかと思います。これを少しでも改善していただけたらと思いますので、前向きに検討していただきたいんですけども、あと今の地域外労働者の件についても、少しちょっと、町として見たときにはそこま

で深刻ではないのかなと思うんですけども、今昨年の西日本豪雨災害でこの周辺地域で建設作業員というものが非常に不足しております。他の都道府県から労働者がどんどん流入してきているような状況があります。うちのまちでどのような実態かというのは私も確認してないんですけども、現実には本当に島外に出ればそういうのがもう当たり前になってきてますんで、そういったこともきちんと検討されておくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） まず、1点目の週休2日制を実施した場合に経費率の加算ですけれども、それはぜひ来年度から考慮してやっていきたいと考えております。

ただ、2点目の島外労働者については、今喫緊の課題と受けとめてないのと、これからどうなっていくかということもあろうかと思っておりますけれども、現在のところはその辺の実態も見えてないので、それについても、今後実態に合わせて考えていきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 喫緊の課題と捉えていない、実際に町の中でどういう状況になってるかというのは、私も、ごめんなさい、確認してないんですけども、現状作業員というものが足りない、労働者の数が足りないということは、この業界に限らず労働者不足というのはもう社会全体で起きているわけですよ。まして、西日本豪雨災害という特殊な事例が発生して、それでなくてもこの災害の復旧が完了するのが町としては3年から5年というような話だったと思うんですけども、例えば国においては10年はかかるという話をしてるんですよ。そういう状況の中で、要は労働者が足りないと言いながら仕事は幾らでもあるというような状況ですよ。この中で結局そこに対処していかないと、地域外から労働者を呼ぶこともできないということになれば、災害復旧の進捗がおくれるんじゃないでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 今の最初の答弁の話をしますと、島内の状況に限定した回答をさせていただきました。ただ、全国的に見ると、中国地方が被災したときは関西、そのほかから手伝いに来ていただくということが行われておりますので、その辺は少し視野を広げた考えに基づきますと、考慮することはやはり同じように必要だと私も考えております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） ちょっと話がそれてしまいましたけども、いずれにいたしましても、従来からなかなか働き方の改善がされにくい業界だったところなんですけども、少しずつ改善されつつあります。少しこれを世間一般的な水準のところまで引き上げるための努力というものを行政側にも求めまして、私の質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで閑田大祐議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

10時5分から再開いたします。

午前 9時56分 休憩

午前10時05分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、水橋直行議員の発言を許します。

渡辺議員、座ってください。

水橋議員。

○5番（水橋直行君） 本日は町営住宅の今後の計画と考え方について質問します。よろしく願いいたします。

以前全員協議会の場で町長は補正予算を組む上で、町全体の状況を見て島全体が活性できるようタイムリーに予算を組むことが必要だ、また町営住宅も適所に建設が必要とおっしゃっていましたが、これは私も同意見であります。その町営住宅建設の選定についてお伺いします。町全体を見る上で、世帯数や人口は大切な問題なので、まず現状を確認します。本町は平成15年に旧3町が合併し、大崎上島町が誕生した。それから約16年で285世帯、2,299名減り、4,283世帯の7,491名となっております。この数字は新しくできた学校や定員増でふえた生徒、また先生なども含まれております。これ入れたというのが、全員我が町に住民票を置いていただいている住民のため、全て当然区別することなく入っている数字です。差はあるにしろ、旧3町でそれぞれ人口は減っているのですが、世帯を見てみると、10世帯減った地域、逆に13世帯ふえた地域、288世帯減った地域と、1地域だけ世帯数が大幅に減っている地域があります。これ人数世帯を確認した日ですけども、平成15年9月末と平成31年9月末を比べた数字の差です。人が集まるところには活気が出てき、逆に人が減るところは寂れていくものだと思いますが、1地域だけ目に見えた差があるのは大きな問題だと思います。

住宅建設は財源があつてできるものだと思いますので、ただつくればよいというものではないですが、町全体の状況を見て、島全体が活性化できるよう適所に町営住宅建設は必要なのなら、この差を放置して、地域格差を見て見ぬふりはしてはいけないと思います。また、町営住宅建設候補地は町内に3カ所と聞いておりますが、それぞれ約2,500平米、約2,000平米、約1,500平米となっています。集合住宅を町が建てる場合交通の便を考えるとと思いますが、現在町営バス等を運営している関係上、交通機関の大きな差はないと考えます。また、島内移動は車社会で、自家用車の移動がメインとなると思いますが、近隣施設に行く場合、島内の移動での差は大きくないと考えます。また、入居者の年齢や世帯の家族構成なども想定して建てる必要があります。駐車場や子育て世帯の方の入居も考え、遊具とか、子供等の飛び出しなどを考慮する必要があると思いますが、候補地のうち、狭い土地に詰め込んで建てるのではなく、広い土地に建てて、周囲に有効にできる土地があるかなど考える必要が出てくると思います。さらに、現在老朽化や耐震対応等の関係で政策的に募集をしていない住宅もあると思いますが、その対応も含め、住宅選定の条件があると思われまふ。今後1棟建てれば終わりというわけではないので、建てていく順番も世帯数の変動に大きく左右していくと思います。また、建てた後の管理や修繕等もあり、これらの対応はどのような考えか、以下の点について伺います。

1点目、世帯数の地域格差についてどのように考えているのか、またこのままでよいのか。2番目に、建設候補地はどこに何カ所あり、広さ、立地はどんな差があるのか。3つ目で、候補地決定に関しての条件はどのようなことがあるのか。4つ目に、本土や四国等にアクセスするための栈橋が各地域にあると思いますが、アクセス先に応じて格差をつけているのか。その他、現在の住宅も含め、今後の構想等あれば、伺いたいです。よろしくお願ひします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 水橋議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の世帯数の地域格差についてどのように考えているのか、またこのままでよいのかということですが、大崎上島町のまちづくりとして東野地区は行政機能拠点、木江地区は健康福祉拠点、大崎地区は教育交流拠点として各種施策を展開し、整備しています。ご指摘のとおり各地区で世帯数に差は生じていますが、町営住宅入居世帯が全世帯に占める割合は7%程度で、町内全体を見ても持ち家の世帯が多いため、町営住宅建設が世帯の差に与える影響は少ないと考えています。

そして、2点目の建設候補地はどこに何カ所あり、広さ、立地はどのような差があるのかということですが、住宅建設予定地は東野の2634番地1、白水地区に1、622平米と沖浦地区502番地ー46から53の沖浦団地1、773平米の2カ所です。

そして、3点目の候補地決定に関しての条件はどのようなことがあるのかということですが、住宅建設の条件としては、広さでは4世帯分が建設可能になる600平米以上、そして隣接道路幅員4メートル以上、そして土砂災害警戒区域でないこと、または対策済みであること、そして高潮対策等、自然災害の防止ができることなどを条件としております。

4点目の本土や四国等のアクセスのための栈橋が各地域にあるが、アクセス先に応じ格差をつけているのかということですが、町営住宅は建てかえを基本としていることから、現在の入居者を想定すると、長年培ってきたコミュニティから離れるのを嫌がる傾向にあるため、港へのアクセスとしては重要視していません。

そして最後の、その他、現在の住宅も含め、今後の構想等あれば伺いたいということですが、住宅政策としてこれまでの住宅政策は住宅ストック量の不足の解消と低所得者を施策の対象として建設されてきましたが、今後の構想は人口減少が続くと予想されていることから、新規住宅供給の拡大よりも老朽、狭小住宅の改善を重点に置いた住宅政策を行いたいと考えています。人口の流出防止を目的とした定住促進住宅と、高齢者へ対応したバリアフリー住宅の必要性もあることから、建てかえに合わせた高齢化対策も促進し、また民間住宅建設の活用も検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） 済みません、聞き逃しました。今の建設候補地、もう一度、済みません、お願いします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 町営住宅用地としては2カ所あります。1カ所が、白水地区の東野2634番地1が広さ1、622平米、そしてもう一カ所が、沖浦地区の沖浦502番地1ー46から同じく502番地53です。広さについては1、773平米です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） 今の建設候補地についてですけど、以前副町長に確認したときには高田酒造跡地、約2、000平米、これは入っている話で聞いたんですが、これは間違

いですか。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 水橋議員のおっしゃられる高田酒造跡の土地につきましては、現在柿ノ浦の団地の建てかえを計画しているところですが、そちらの方の代替の住宅ということで現在進めておりますので、新たなどなたでも入れるというところで申しますと、2カ所という考えでございます。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） 先ほどの現在住宅を含め構想があればお聞きしたい件で先ほど言われたのは、新たな増築等も考えず、今のあるやつを建てかえて増員をする予定はないと言われたと思うんですが、今の柿ノ浦の部分にもろに高田酒造当たると思うんですが、外した理由はなぜですか。

○議長（信谷俊樹君） もうちょっとよう頭整理して言うて。

○5番（水橋直行君） 建設課長が今言われた町営住宅を建つ上で増築じゃなくて、今後の建設には新しくをつくるんじゃないで、かわりのをつくるのを目的とするとさっき言われたと思うんですけど、何で柿ノ浦は、柿ノ浦の跡地として高田酒造が町営住宅の跡地になるんなら、何でわざわざ2地域で1つを外しとるんですかという意味です。日本語おかしいですか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（高田幸典君） いや、実は私もこれを読みながら、何で高田酒造が外れとるんかと副町長に聞きました。副町長いわく、一般向けの入る住宅は2カ所で、柿ノ浦を今危険住宅ですから、これを移転するための住宅地ということで、3つ上げとけばよかったんだと思うんですけど、そういう趣旨があるのでここには外したというふうに先ほど副町長が答弁したということでもあります。候補地は3つあるということです。

○5番（水橋直行君） わかりました。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） 柿ノ浦が出てきたので、あわせてお伺いするんですが、今柿の浦団地って入っているのは21世帯あるけども、これ専用でこれ以外の人は入れるつもりがないということですかね。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 少し細かい話になりますけれども、柿の浦団地の建てかえは

必須だと考えております。柿の浦団地の建てかえを考えたときに山側にある1号棟って言うんですけれども、それの方に転居していただいて、1号棟をまず潰して、そこへ集約して建てたいと考えております。1号棟の方を見ますと、1階に住んでいる方が3名、この方に2号棟の2階、3階に住んでいただくのは生活上無理があるのかなというのがある中で、高田酒造跡地にかわりの住宅を建てて、移転、そして柿の浦団地の更新を進めたいという考えがあって、今計画を進めているところです。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） もう少し柿の浦が出てきたんで聞くんですけれども、これ以前アンケート等々もとっている内容を僕もいただいて、これを今しゃべってるんですが、実際に町のほうから柿の浦団地の方へ対した文書だと思うんですけども、入居者各位になりますので、柿の浦団地の建てかえの方針についてということで、結果として建てかえは困難であり、再検討しますという回答の文書が出てると思います。このアンケートの中を見たんですけれども、実際に55%の方が反対しているから延期しますという内容になってたと思うんですが、その中でも、もう少し早い建てかえなら賛成しましたよとか、10年前なら賛成だったよとかという回答もあります。あと大半の方は、今より高くなると生活ができなくなるから建てかえには反対ですよという内容のものだと思うんですが、今検討していますと言われましたけど、何年前からこの話が出て、これから何年先にやるのでしょうかっていうのが、先ほどの全体を見たときの上でタイムリーな話をするというところにつながってくるんですけれども、いつまでも検討するだけで言うと、前には多分進まないと思うんです。人が集まる場所というのはどうしても活気がやっぱり出てきて、商店ができて、道路ができてとか、どんどん活気が出てくるものだと思うんですが、人がいなくなるとどんどん寂れてっていう状況が、島の中ぐるっと車で走っても一目瞭然でわかる状態にはあると思います。その中で今旧3町と言われたので、先ほどの288だったかな、ちょっと数字うそかもしれんですけど、世帯減ったというのは旧木江町の話ですが、以前今言うた白水に建てようという話が出てきて、議会には上らなかったですけども、その東野地区に関しては10世帯この16年でふえてます。7%は大きな差はない、余り人口増等々には関係ない数字ですと言われましたけれども、実際今大串で促進住宅建てて、子供たちが遊んでる姿と人のコミュニティーを見ても、やはり活気が出てきて大きな差は大串地域には出ると僕は思うのですけれども、実際にこの7%というのは差がないものですか。それと、この柿ノ浦団地というのはいつの話になるものなんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 7%が大きい小さいかっていう話になると非常に難しく、私どもとしてはいろんな見方があるので、お答えは差し控えさせていただきます。

具体的な柿ノ浦団地の移転というか建てかえ事業でございますけれども、何年から始まったかは今把握しておりませんが、入居者の数が今1号棟のほうへ7戸になって、今の数であれば建てかえ事業に踏み切れるという判断をして、アンケートをとり始めたんですけども、なかなか高齢のため難しいという判断が一度ありました。ただ、町の施策として危険住宅を放置しておくわけにはいかないという町の政策的な方向性もあって、再度建てかえの計画を推し進めるという方針であります。いつ建てかえを目標にしているのかということですけども、まず入居者の説得を考えております。その入居者の移転先によって工程はずれてきますけれども、町営住宅については補助金がありますので、早くても3年後の建てかえということで計画を進めているところです。ご理解をお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） 柿ノ浦団地引っ張ってもしょうがないんで、最後に1個だけ聞かせてください。この柿ノ浦団地に関しては僕も、今高齢者の方等々いるので無理やり進めるのは得策じゃないのは、これは理解できる部分ではあるんですが、このアンケート内容に関してなんですけれども、アンケート内容、口頭で説明しとるのか定かではないですけども、一緒に立ち会ったわけじゃないのでわからないんですが、アンケート内容もいただいた中でですけども、まずなぜ建てかえが必要で、緊急性がどんだけあるのかという記述はまずない、その内容の中に、建てかえたらお金が上がるけど、それでも入居しますかという内容がまずある、まずこれだけを聞いただけでも、僕が住んでいる立場だったら、お金上がるんなら行きとうないよってまず一番最初に思うのが、これは事実だと思います。の中でですけども、まず建てかえなければいけない理由というのが耐震強度も問題があり、先日も2日連続で震度3前後の地震がこの上島に来たと思いますけれども、ああいう地震がいつ起こるかわからない状態で、次大きな地震が来た場合倒壊する危険がありますという住宅だと思うんですけども、その安全を最優先に考えた上での建てかえじゃないんかと思うんですが、古くなったために、それを先送りするための理由の中に書いてないというのは理解ができない部分です。建てかえを要は先延ばしにするための理由づくりにするアンケートになってしまったんじゃないのかなというように思えるようなアンケート内容ではあったと思うんですけども、このアンケート内容自体も内容をしっかり、

こういうふうに住てかえる場合にはどういうふうにするかと協力していただけますか的な内容のものだと、もっと違う答え、回答内容になったんじゃないかと思うんですけども、その辺についてはどう思われますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 今水橋議員がお持ちになっている資料については書いてないのかもしれませんが、柿ノ浦住宅の危険性については、一番最初の文書に危険であると、それから個別に回ったときも地震に対して危険であるという説明は住民の皆さんに周知しておりますので、最後のほうの回答というか、結果のお知らせについては記述がないんだと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） ちょっと待ってください。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） 先ほどの高田酒造の跡地については今目的が柿ノ浦団地のメインだというのはよくわかりました。その上でそれだけじゃないということの理解でよかったですよね。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） それだけではないという意味が私が思っているのと違うかもしれませんが、柿ノ浦団地の建てかえにおいて町の所有している適地が今言う高田酒造跡地を選定をしたということで理解をしてください。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） ということは、ここに関してはもう柿ノ浦団地に住まわれとる方以外はもう住ませないという意味でいいんですかね。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（高田幸典君） 高田酒造へ建てようと思ってるのは課長説明したように柿ノ浦が2棟あって、もう高齢で余り動きたくない、このままという方もいらっしゃるんですけども、そうはいつでも危険住宅なので、市としてはどうしても建てかえたいと、そうすると1棟をあきにして建てかえたいわけですね。そこにおる人が、それじゃあどこへ行くんかといったときに高田酒造のところに入っていただいて、もうずっとそこでいいという方もいらっしゃるかもわかりません。だから、その人が移るための仮になるか永住になるかわかりませんが、そういう性質のものを建てたいと。そして、柿ノ浦はそこで、仮に

そういうふうには1棟があきになると壊して、建てかえるんですけども、その戸数については、高田酒造へ移った方が戻りたいという人は戻るでしょうし、そこにまたあきが出れば、これは公募になっていくというようなことを今考えていると。家賃については、確かに高齢の方が新しく公営住宅法で建てますと、家賃の軽減ができないということもありますけども、それについてはさまざまな方法があるのではないかとということで、これも私の頭の中にはこういう方法もあるかなということもありますけども、また議員の皆さんと協議をしながら、また住民の理解をしていただかなければなりませんので、そこらも含めて検討していきたいということでもあります。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） ここで今こだわった部分なんですけれども、以前の東野地区、白水地区でという話が上ったときに思ったことなんですけれども、地域的な世帯数の差がありますよという上でなんですが、その候補地、今3個、柿ノ浦の代替地という部分も含めてですが、一番狭いところに詰め込みで建てるような状態に聞こえたので余計に思うんですけれども、世帯が一番多いところに、7%が多いかどうかかわからないんですけれども、僕自身は多いと思いますが、そこへまた改めて集合住宅がある隣へ元教員住宅があったところですかね、にまた建てますというのは、一部に集中して人を集めるようにしか見えなかったんで、島全体を見た適地とは僕には思わなかった部分なので、こだわって今の高田酒造のどこを言うんですけれども、ただ、今の柿ノ浦団地の方、地域から離れたくないって建てかえのときにはある、このアンケート調査にもそのようなことが多々出てくるので、野賀のほうがいい、木江地区のほうがいいというのでわかるんですが、例えばこの高田酒造近辺で言うと、1,000平米近いところは3カ所もあるんです。そこは差しおいて一番でかい、いろんな人が入れる状態のところを差しおいてでもその、今いつになるかわからんとこをまず盾にとってできない理由として言うっていうのが理解できない部分なんですけど、それがタイムリーな適所にやるというものに検討し直しますというてなつとる文書まで出るところへ、昔からずっと言ようることにこだわることのほうが問題が僕はあると思うんですけれども、その辺は周りの利活用、先ほどの他の議員さんが有効利活用と言われましたけど、あいてる土地を使う検討もなく、柿ノ浦団地、それも先延ばし先延ばしになっている柿ノ浦団地にこだわって広いところを放置するというのはどういう理由があるんですか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（高田幸典君） 柿ノ浦団地を先延ばしするというようなつもりはないんです。

○5番（水橋直行君） 言い方はちょっと……。

○町長（高田幸典君） 今もなるべく早く高田酒造のところへ着手をしながらやりたいという思いは持っております。

それから、世帯数の問題ですけども、東野地区が世帯数が多いのは広島商船の子が1人1世帯になってるので、それですごくふえてるように見えてるということはまずご理解いただいているんだと思いますけども、それともう一つは、住宅はどこでもいいわけではなくて、やはりそこへ建てたときに皆さんが入ってくれないといけないというのも私たちの視点はあるんですよ。どこでもいいから建てただけで、いや、あっこだったら行かないよというところには建てられないわけですよ。そういうことも、いろんなことを勘案しながらどこで建てるかということになるんだらうというふうに思っております。

それから、課長も合併したときのゾーンの話がされましたけども、もう合併して16年、17年になって、これからの将来のまちの全体がどうなるかも含めたときにいつまでもそれにこだわる必要はないというふうに私は思っております。どこがいいかというのは議員の皆さんとも協議をしながら決定していくべきだらうというふうに思っております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） 今最後言われたことは僕もそのとおりだと思います。15年も16年もたってそこにこだわっていい部分はこだわりゃあいいと思いますけど、こだわらなくていい部分はどんどん撤廃するべきだと、それに関しては僕も思います。商船の学生が当時からいうと約200人から400人程度にふえています。実際そこを外した時点で言うと200世帯余り確かに東野地区減ってるんですけども、実際に以前また違う話の部分で町長言われたことがあると思うんですが、まず学生であろうと、企業に来られてる、いろんな仕事で来られてる人であろうと町民には間違いないと、そういう人にまず定住促進住宅等々含めて入るところを差別するべきではない、僕はこのとおりだと思うんですけども、その中で僕先ほど言うたように人が集まる場所というのはやっぱり活気があるんです。叡智学園のときにも言われたと思いますが、子供が集まると活気ふえますよと言われたと思います。そのとおりだと思います。商船も同じようにやっぱり町民ですし、ふえたのも間違いなく、1人1世帯でふえたのも間違いありません。ただ、今後商船の生徒が減る前提で考えるのであれば、それで数に入れる必要はないと思うんですが、一応今現状の維持していくっていう話を以前からもされてるので、一応世帯として1人世帯であろう

と、若年者であろうと、1人の世帯で世帯数があつて、そこに人がおつて活気が生まれとることには変わりがないので、これは余り差としては見てはいけないと思います。さっきの部分ですけれども、町民として差をつくっちゃいけないという部分で言うと、最近行政視察で行かせてもらった町の方が言われたことなんですけれども、町は町民に対して固定した概念を持っちゃいけないと、まずは住んでもらって、定住するかしないかはまずわからない、その人が決めることなんで、よさを知ってもらった上で初めて定住というのは前に進んでいくんだって言われたんですけれども、これはそのとおりだと思うんですけれども、今の場所等々も含めてですけれども、想定する部分で言うと、先ほど僕言わせてもらったように町で今までも説明したところだと思うんですが、公共交通機関等々に関してはおと姫バスを通して島内の格差は大きくはないですよっていう町は説明してるとは思います、実際に全く、行く場所によつての目的は違ふと、便がいい場合、悪い場合も実際にあるとは思いますが、実際全町ほぼそんなに格差はないと僕も思うんですけれども、その人が集まったところへ向いて商店ができてみたりとか、今の高田酒造の部分だけでまた言いますと、大田木江線なんて昔からずっと広くする線というて、買収の問題もあつてまだできてないところもありますけれども、結果人がいないと後回しにされかねないよう見えるのも確かですよ。その中でやっぱり活気をするためには町が税金を使って予算をする上にはその順番は当然大切だと思うんです。その順番を考える上で今の人口、世帯は考えて、今の白水と高田酒造、木江で言うと、買い物一つパルディに仮に行くとしたら、固有名を余り出すのはよろしゅうないんでしょうけど、行くとしたら距離的にはほぼ一緒のところなんですよね。なら、大きな差はないように思うんですけれども、その辺の全体を見た上で、どこがいい、あそこがいいわけじゃないですけれども、今後の検討材料にさせていただきたいと思うんですけれども、そうふうな考えを持つとる議員がおるということは理解していただけますか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（高田幸典君） 先ほど申しましたように合併したとこのゾーニングというのはそれに私はこだわるべきではないというふうに思いますし、今水橋議員がおっしゃられた、そういうまちづくりの観点も含めてやっぱり執行部もしっかりそういう案を提案しますけれども、議員の皆さんとこれから協議をしていけばいいと思います。そういう固定概念ではなくて、これから将来にわたって大崎上島どうあるべきかということをやっぱりしっかり議論していくべきだろうと。その中に住宅はどこに建てるべきかということも考えるべきだ

ろうというふうに思っております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） ちょっと今広さだけで僕固定したところを言わせてもらったんで、固定した意味で言った意味じゃないです。固定概念を持ってやらない協議、いろいろお互いの意見、町民の意見聞きながら進めていきたいということをお願いしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（信谷俊樹君） ここで3分休憩をとります。

午前10時42分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて再開いたします。

次に、森若 巖議員の発言を許します。

森若議員。

○6番（森若 巖君） おはようございます。

本日は3点ほど質問させていただきます。

まず、最初の質問です。

大崎上島町幼稚園職員室増築及び外壁、内装改修及び外構工事の工事の工事費の変更に
ついて。

9月議会においてこの問題を取り上げ、工事内訳費用の提出を求めましたが、一般質問の終わった後に内訳資料が私の手元に届きました。たまたま今三原、東広島、竹原、加茂、4地区の建設労働組合の世話をしているので、設計事務所を開設している組合員さんに見せたところ、皆さんその内訳資料の金額を見て驚いていました。一番わかりやすい工事名で説明すると、職員室20平米で仮設工事、足場代ですね、これが36万円なんです。外壁改修工事は450平米もありますのに仮設工事費は9万円です。内装改修工事430平米で仮設工事費が42万3,000円であるとのことでした。私が工事を施工する場合業者から出てくる見積書では平米当たり900円から1,000円で足場の見積書が出てきます。また、外壁の改修450平米の補修について、着色リシンの吹きつけ仕上げとして315万円を計上していますが、これも私が工事を施工する場合業者から出てくる見積書では、水洗いが平米200円、着色リシンの吹きつけは800円から900円です。それに割れの補修、シーラの吹きつけにつきましても平米2,000円ぐらいが妥当だと思っております。そうすると、450平米では約90万円ぐらいの工事がなぜ315

万円という見積書が出てくるのか。このような金額を積み重ねたこの工事内訳書の金額は信用できかねるものがあります。ところが、11月5日の産業建設委員会において事業費が当初より約2,794万円減の3,476万円の事業費になったとの説明がありました。入札予定価格は3,166万円で、10月8日に入札にかけ、3,160万円で落札、事業費が減になった理由を質問しますと、増築部分が約2,000万円だったものから1,377万円に、内装工事が2,435万円から366万円に、外構工事は931万円から871万円に、空調改修については466万円が0円になったので、これが減になったとの説明でありました。逆に外壁改修は480万円から854万円に増額になっております。その大きな理由の一つが、仮設450平米の仮設工事が9万円から160万円になったと、これが外壁改修工事費増の大きな要因の一つであるとのことでした。9月議会においてこの事業費について質問していなかったら、もとの金額6,270万円で事業を行っていたのか、まず伺いたい。

それと、外壁の仮設工事費が160万円になった理由は、また最初に提出してもらった資料にある仮設工事、各事業費に案分に振り分けて計上したとのただし書きがありますが、今までの建築工事においても全てこのように仮設工事費というものは事業費に振り分けておったのかも伺いたい。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（石田修次君） 森若議員の質問にお答えいたします。

質問の1点目の、9月議会においてこの事業費について質問しなかったら、もとの金額6,270万円で事業を行っていたかとの質問ですが、予算はあくまで概算で算出しているので、設計に当たっては現地に合わせた数量を実測し、協議を重ねて、必要な箇所等を精査した内容で設計を行い、工事を執行しています。

2点目の、外壁の仮設工事が160万円になった理由はとの質問ですが、外壁の仮設工事については、現場での安全を確保することや、外壁吹きつけでの塗料の飛散を防止するために必要な面積により積算した金額が160万円になっています。

3点目の、今までの建設工事も全てこのように振り分けをしていたのかとの質問についてですが、産業建設常任委員会の資料としてわかりやすくするため、幼稚園の増築部分を含めて項目ごとの金額を積算するに当たり、仮設費を全体金額から案分して算出しましたが、他の事業においては案分して算出することはありません。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） それでは、この仮設工事費とこの案分にはこの工事にだけに限ったことですか。

それと、今9万円が、僕が160万円の理由はと言うたら、いや、もろもろの理由言われましたけど、説明になってない。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（石田修次君） 仮設工事においては実際に案分するのではなく、全体の仮設費としては計上しております。仮設費の案分の方法なんですけども、実際の直接工事費における案分、全体事業費からの案分を出しておりますので、実際の金額とは違ってきます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） まことしやかに言葉言われました。僕は現場へ行ってこの仮設の足場工事の現場も見てきました。あの足場工事に160万円というのはとてつもない金額です。現場見ました、行って。養生ネットなんかあれよ、平米200円なんよ。言われました。わかります、そういうことが。何にもわからずに言われるんで、大変ね、もう少しお勉強してほしいわ。ほれで、今言いますように現場をまず行って見て、確かめてから言いつかいやの。

じゃね、幾ら概算金額に言っても、このようなことを行くと、町が計画する事業費の信用性わしはなくなると思うん。そのことはどのように感じておりますか。

それと、またこの減になって事業費がいつの間にか、わけのわからんうちにもとの事業費に戻ることはないのか。それが2点目。

ほして、9月議会で確認したときに、工期が8カ月から5カ月になった、3カ月分の監理業務費、93万円が減になるとの答弁を大体いただいたんですけど、再度確認します。この答弁に変更はないですか。

それと4点目、外部の塗装面積が450平米で315万円、工事変更後の面積は432.8平米で399万4,000円になった、その理由も教えてください。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（石田修次君） まずは、設計のほうなんですけども、設計と監理で発注しております。完成時点で実績と照らし合わせて減額かどうかはこれから決めます。

それから、外壁の平米数なんですけども、450平米が432平米となっておるということなんですけども、450平米というのは最初の予算をとるときの見積もりが、床面積が450平米に対しての単価で積算しとったということなんですけども、実際に積算に当たっては実際の数量を算定してはじいております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 4つあったんで。

森若議員。

○6番（森若 巖君） 今外壁の面積が床面積で出したと言われましたけど、それはおかしいじゃろう。床面積と外壁の面積はまるで違うだぞ。そのくらいのことわかるじゃろ。これが床面積なん。この壁の外の方の内側の壁の分が外壁の面積なんで。それを今言うようにいかにもまことしやかに外壁の面積は床面積で出しました。こういうことはど素人でも言わんぞ。もう少し今言いますように言葉をするときには考えて、してもらわんと、いつまでたっても前へ進まんぞ。あんたいじめるつもりはさらさらないけど、あんたもわからんことじゃけん、それは仕方ないけど、今言うようにまことしやかにそうつつるつるつうなやのう、頼むけん。この質問はこれで終わります。

○議長（信谷俊樹君） まだ答弁してないのがあったん。ええん、答弁要らんの。

○6番（森若 巖君） はい、答弁いいです。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 2点目、要望書について。

区民より要望があり、それを整理して要望書にまとめ、区長が行政のほうに提出しますが、なかなか返答がなく、まして前向きな返事はすぐには返ってきません。このことは区長をしておられる方はどなたも経験していると思います。私も白水区の区長として築45年になる区の老人集会所の改修を平成30年6月13日に提出しましたが、緊急性がなかったのか返答はなく、平成31年度の3月議会においてやっと事業費338万円がつけました。工事は令和元年11月24日に始まりました。令和元年9月議会に令和元年8月1日、原田区長より西野スポーツ広場の山側の樹木の剪定及び県道側の樹木の剪定及び伐採の要望書が提出され、緊急性がありましたのか、9月議会において白水老人集会所の事業費の約2.45倍の828万7,000円の事業費がつけました。これは原田区の区長が役場のOBであり、また総務企画課長の地元であるために地元配慮したのか、伺いたい。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 森若議員の質問にお答えします。

まず、各区長からの要望に対し、なかなか返答がないということについては、回答までに期間を要している案件が多数あるという実態があることは認識しております。今後は各区からの要望に対し迅速に回答できるよう徹底を図ります。

次に、白水老人集会所の改修については、白水区からの要望を受領後、平成30年11月に区長と設計業者立ち会いのもと、集会所の現状確認、改修内容等を協議し、改修工事の財源として過疎債が充当できることなどから、年度途中での対応ではなく、平成31年度に予算化し、対応したい旨を説明いたし、了承を得たものと認識しております。

また、改修工事が11月に着手となったことにつきましては、7月末に改修に係る設計が完了しておりましたが、8月に住吉祭、9月に秋祭り、10月に町民体育大会など、集会所を使用する行事が続くことを考慮し、これらの行事終了後の着手となるよう発注したものでございます。

西野スポーツ広場の樹木の剪定及び伐採については、生い茂った樹木による県道の見通しの悪さを解消する必要があること、同一敷地内に存する西野屋内運動場を避難所として指定しており、倒木すれば、避難所だけでなく、近隣の民地や家屋にも被害を与えることも考えられ、災害防止の観点からも早急な対応が必要であること、補助金や起債等の財源が見込めないことなどを総合的に判断し、今年度の9月補正予算に計上したものです。質問のように当該区の区長が職員OBである、職員の地元であるとかの配慮は一切しておらず、今後も要望事業の緊急性、有利な財源の有無等を勘案しながら各区からの要望に対処するとともに、丁寧な説明に努めてまいります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 配慮した覚えはないと言われました。じゃあ、緊急性があったんか。8月1日に出て、9月議会にこれだけ大きな事業費がつくということは、よほどの緊急性があったのか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 先ほども申しましたが、生い茂った樹木による見通しの悪さを解消することもそうですけども、避難所等指定しております、西野の屋内運動場について、やはりそういったものに被害に及ぶこと等が考えられ、緊急性があると判断した

ものでございます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 今説明をいただきました。それでは、私が区長として2019年6月3日に要望した案件は回答はいただいたんです、2019年6月24日に。それ以後は何の動きも見えません。絵に描いた餅のような状態ではありますが、私が出した要望2カ月も後に出とんが、今言われましたような条件で事業費がついたと、このようなことを世間一般ではえこひいきと言うん。わかる。えこひいきと言うん。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） ご質問の要望については、白水消防屯所のことですか。何を要望。済みません。

○議長（信谷俊樹君） ちょっと待って、整理するけん。

ほれじゃ、もう一回、再度同じの。

森若議員。

○6番（森若 巖君） この案件は5月の末か6月の頭に区内の消防団員のポンプ操作の練習を兼ねまして側溝の大掃除をします。そのときに水の流れが大変悪いので何とかしてもらえませんかという要望書を出しました。そうすると、答えはいただきました。それ以後は何の動きもありません。絵に描いた餅です。何ならここへ要望控えがあります、役場へ出した分がありますから。うそは言っちゃおりませんけんな。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 済みませんでした。

側溝の底の修繕の件でございますね。建設課から回答をしたと思います。

○6番（森若 巖君） いただきました。

○総務企画課長（山本秀樹君） その回答では、令和元年から令和3年までの3年間で実施するというふうにご回答しとると思います。今年度の工事については、私のほうでは予定としては把握しておりません。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 白水区長さんからの要望に対して建設課から回答をしました。内容については、先ほどあったように令和元年から3年までの間で水路の底張りを改修するというので、要望書の回答とともに区長さんとともに現地を歩いて、どの順番でやったらいいかというのを聞きして、その順番でやっていこうという方針を固めたところ

ろでございますけれども、何分災害復旧の事務が業者の手配、その他おかれておりますので、他の一般事業についてもそれに引きずられておかれているという状況があります。その辺をご理解いただいて、少しおかれてことしの着手はもう難しいのではないのかというような内情になっておりますので、ご理解をよろしくお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） そういうことでしたら、早目に無理ですということを一言連絡ぐらいしてくれるのが親切心じゃないのかな。ここで僕がこの問題取り上げなかったら、一つも前へこのまま進まず、そのまま本当に絵に描いた餅になるんよ。やる気あるんだろう。事業費もついてないんじゃないけん、できやせんわな、当然。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） おくれていることについては申しわけございません。ただ、弁解させていただきますと、今年度全てやるというふうには現地でも申しておりませんので、順次やっていく計画には変わりませんので、ご理解をお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 順次やっていくということでしたら、その言葉を信用します。

それでは3問目、最後の質問になります。

西野スポーツ広場の立木の伐採工事費について。

前の質問に関連しますが、このたび9月議会に計上されました西野スポーツ広場の立木の伐採金額828万7,000円、これは消費税を含みますけど、その事業費がまず適当な金額であったかどうかを伺いたい。

それと、要望書では山側の立木の剪定となっているのが、いつの間に伐採に変わったのか。また、この事業費の見積もりは1社でとったのか、それとも複数の見積もりをとって、皮肉を込めて言いますが、一番見積もりの高い金額を採用したのか。この2点だけまずお知らせください。お願いします。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（石田修次君） 森若議員の質問にお答えいたします。

質問の1点目の西野スポーツ広場の立木の伐採金額828万円の事業費が適正な金額であると思っているかとの質問ですが、積算に当たっては森林整備業務の積算基準により算定しており、適正な金額となっております。

2点目の山側の立木は剪定となっているが、いつ伐採に変わったのか、見積業者は何業

者か、一番見積もりが高い金額を採用したのかとの質問ですが、8月1日に原田区から提出された要望書では樹木が大きくなって倒木のおそれがある樹木の剪定となっていました。原田区のほうへ要望の内容を確認をすると、山側の立木は伐採であるとの回答でした。見積業者は1業者ですが、現地で数量を確認し、先ほど申しました積算基準により算定しているため適正な金額となっています。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 私の手元にこの事業費828万7,000円の工事内訳書があります。広場山側の立木の伐採が12本、処分費が60立米、土砂等運搬、これも60立米、高所作業車3日、県道側の立木の伐採が66本、処分費が264平米、土砂等運搬が264平米、高所作業車は22日とありますが、この資料は間違いがないか、まず最初に伺いたい。

それと、高所作業車、最大9.5メートル伸びる分が1日のレンタル料は幾らか。処分費の立米当たりの単価は幾らか。私はこういう性格ですので、10月5日に自分の目で立木の数を確認するため現地に確認したところ、県道側の立木の場合、広場から見て正面の右側には大きな立木は13本、桜が7本、左側には大きな立木が1本、桜が1本、イノシシの処理場の裏には杉の木が12本でした。計で35本であります。66本という数字は小さな雑木まで入れて数に入れたのか。桜の木を伐採するのか。また、立木の処分量と土砂等運搬の量が同数の理由と、もう一つ、立木の伐採と土砂と運搬が関係があるのか、これも伺いたい。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（石田修次君） まず、立木の伐採なんですけども、山側に12本と、それから県道側の66本を含めて、処分の土砂等の運搬なんですけども、運搬については、土砂等の運搬のダンプトラックについて運搬するように見ております。

それから、高所作業車のほうなんですけども、一応12メートルの伸びるんで、立木が高いので、その分で処分をするようになってます。ただ、単価については公表できませんので、ご了承ください。処分費も一応リサイクル法の関係で再資源の単価を使っておりますけども、公表はできない、公表は済みません。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 今課長が言いました、これ、課長、資料はこれ間違いない、本物だな。

○教育課長（石田修次君） はい。

○6番（森若 巖君） じゃあ、それを踏まえて言います。

今言いましたように高所作業車の1日のレンタル料は調べてきました。最大9.5メートル伸びる分で1万8,000円です。それで、処分費も、これも調べてきました。立米単価は6,000円です。わかります。わかっとなじやろ。わかっとなじやろ。わかっとなじやろ。まるっきりわからなかった、課長。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（石田修次君） 積算単価においてはその積算基準に基づいて単価は確認しております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 何かちょっと隠すなや、わしも意地が悪いけん調べてくるんだからな。ほして、今言いましたようにこういう金額が積み重なっていかんことにはこの大きな金額にならんのだよ。ほけん、何ぼ隠そうと思うてもだめ。それぞれがもうくれぐれ言うとくぞ。ほして、今言よったように答えがはっきり聞きにくかったんじやけど、立木の伐採と土砂等の運搬の量が数量が一緒というのはどういうことじゃ。ほして、今言うように土砂と運搬が関係あるのか、立木の伐採と。それ見たら、この資料見たら山側も県道側も同じような数字並んどんよ。ちょっと信じられんのんよ。お願いします。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（石田修次君） 立木の伐採した立米数でダンプトラックの土砂運搬を利用して積算しております。

○6番（森若 巖君） そこはわかるんよ。その立木の伐採、土砂等が……。

○議長（信谷俊樹君） ちょっと森若議員、先に答えよんじやけん黙っといて。

○教育課長（石田修次君） 処分費においても立米当たりの単価になっておるんで、そのまま同じ立米数を使っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 答えになってない。立木の伐採と土砂等の運搬が関係あるのかと

いうて聞いとんじゃ。立木、木を切るのに何で土砂運ばにやいかんの。そこを私は再度確認しよんじゃ。立木の木を切ることと泥を運ぶことがどういうふうに関係あるのか。関係ないじゃろう。あるのか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（石田修次君） 立木の立米を今土砂運搬がダンプトラックで運搬するために土砂運搬等に入れとるだけで、ダンプトラックの運搬です。土砂の運搬ではなく……。

○議長（信谷俊樹君） 暫時休憩します。

午前11時19分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

森若議員。

○6番（森若 巖君） ほれじゃ、再度伺います。

土砂運搬とありました、これはどういうことか、課長。土砂運搬じゃなく、立木の運搬ということか、それをそういうふうにかえたらいいのか。僕が理解したらいいのか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（石田修次君） 土砂運搬ではなくて伐採の運搬です。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 了解しました。

それでは、聞きます。以前このような公共工事につきまして垂水の消防屯所の新築工事のときにも一般住宅より割高で坪当たり90万円で事業を行っておりました。この答えは平成30年3月議会において目の前におられます部長が答弁していただきました。大崎上島町幼稚園の職員室の増築及び外壁、内装改修、外構工事についてもこのようなことを、意味不明なことをし、西野スポーツ広場の立木の伐採費用についても理解に苦しむような金額が出てきております。こういう事業というものはコンサル等が出た見積金額というものはそのまま議会に出すのか。それとも目を通して一応はチェックするのか、住民の税金で行う事業だから少しでも安くということは考えられないのか。公共工事が高くてつくということはわかりますけど。平成30年3月議会においても同様にもう少しこの事業費というものは世間一般の常識に合うような金額を出してもらえませんかとお願ひしました。再度お願ひします。答弁を。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 森若議員の質問にお答えさせていただきます。

建築工事につきましては、職員側のほうに資格を持った者がおりませんので、資格のあるコンサルタントをお願いして、でき上がったものを担当のほうでチェックをかけながら発注してまいります。土木工事等につきましては、積算基準がありますので、そちらに基づいて今後も設計、発注を行いたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） ありがとうございます。前向きな答えいただきました。

これで私の質問は終わります。ありがとうございます。

○議長（信谷俊樹君） これで森若巖議員の一般質問を終わります。

これで一般質問全て終わりました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

13日も9時から開会いたします。

午前11時33分 散会